

# 諸外国における公文書館の制度と現状

平成15年9月9日

内閣府

# 目 次

1 韓国 政府記録保存所	1
2 中国 国家档案局・中央档案馆	3
3 アメリカ 国立公文書記録管理局	5
4 カナダ 国立公文書館	10
(参考) 日本 国立公文書館	13

各国公文書館ホームページ、年報、パンフレット等を基に作成。一部未確認数値を含む。

# 1 韓国 政府記録保存所

設立 :1969年

所管 :行政自治部

法制 :公共機関記録物管理法 (1999年 )

組織 :本所 大田 (テジョン)

支所 釜山 (プサン)

閲覧事務所 ソウル



## (1) 公共機関記録物管理法

- (a) 公共機関の長に記録物の作成、管理、移管の義務
- (b) 記録管理機関の業務、専門職員の配置・資格要件等を規定
- (c) 記録物の廃棄には、記録管理機関の審査が必要
- (d) 記録物の保存期間の基準、記録管理機関への移管時期を規定
- (e) 記録物の破棄、国外搬出、隠匿、流失、滅失、損傷に対して罰則

## (2) 現用記録の管理

- (a) 公共機関記録物管理法で規定
- (b) 政府記録保存所が指導・監督 (記録物分類基準表 (1999) 発行)

### (3) 移管システム

公共機関記録物管理法の制定により移管システムを変更

旧 原課 (文書作成10年経過) 《0年・永年保存文書》 政府記録保存所

新 原課 (文書作成2年経過) 資料館 (中間書庫) 政府記録保存所

### (4) アーキビストの資格・養成等

(a) 学校教育 12大学院におけるアーカイブズ専門プログラムを開講

(b) 法に定める専門職員として認定

アーカイブズ専門課程の修士号取得者

歴史学または文献情報学の修士号取得者で政府認定のアーカイブズ学  
教育課程履修者

(c) 韓国記録管理研究院 (民間) 修士号取得者を対象にアーカイブズ専門プログラム開講

### (5) 電子記録への対応

電子記録の移管システムを構築 (2004年から実施)

## 2 中国 国家档案局・中央档案馆

設立：1925年

所管：国务院

法制：中華人民共和国档案法（1987年制定、1996年修正）

組織：中央档案馆（北京市）党の歴史档案、建国後の中央政府各機関の档案

第一歴史档案馆（北京市）明清兩朝の中央機関資料

第二歴史档案馆（南京市）1912（辛亥革命）～1949の歴史档案

国家档案局 は地方档案局・地方档案馆 3,902（'01）を管轄

### (1) 中華人民共和国档案法

- (a) 档案の管理、収集及び整理業務の強化、効果的な保護を目的
- (b) 機関、団体、企業事業団体等の档案機構、档案業務員に档案の保管責任
- (c) 档案の破損、紛失、廃棄、改ざん、海外持ち出し等に対して罰則

（注）「档案」とは、過去及び現在の国家機構、社会組織及び個人が、軍事、経済、科学、技術、文化、宗教等の活動に従事することによって直接作成された国家及び社会にとって保存価値のある歴史記録

### (2) 現用記録の管理

- (a) 中華人民共和国档案法で規定
- (b) 国家档案局が指導・監督

### (3) 移管システム

#### 1999年中華人民共和国档案法実施方法修正

保存価値のある保存文書の具体的範囲の明確化

保存文書の移管期限の明確化 (文書作成後、国・省・直轄市は20年経過後、県は10年経過後移管)

### (4) アーキビストの資格・養成等

#### (a) 学校教育 大学等における専門職員の養成

35大学、24成人大学、50中等専門学校('90)、12大学の修士課程('02)

#### (b) 現職教育 スタッフトレーニング

国家档案局の档案管理者向け専門教育、現職者向け講座(3か月)

通信教育、放送大学等による教育

#### (c) 資格認定制度

初等資格(助管理員・管理員)、中級資格(館員)、高級資格(副研究館員・研究館員)の5段階

試験と業務成績、研究成果などが審査対象

### (5) 電子記録への対応

#### (a) 電子記録管理原則を制定

#### (b) 大学において電子記録管理プログラムを増設

### 3 アメリカ 国立公文書記録管理局

(National Archives and Records Administration)

設立：1934年

所管：大統領直轄

法制：連邦記録法 (1950年)

大統領記録法 (1978年)

国立公文書記録管理局法 (1984年)等

組織：本館 ワシントン 特別区中心部にあり (2003.9 リニューアルオープン)

新館 カレッジパーク (メリーランド州)

レコードセンター (中間書庫) 15箇所

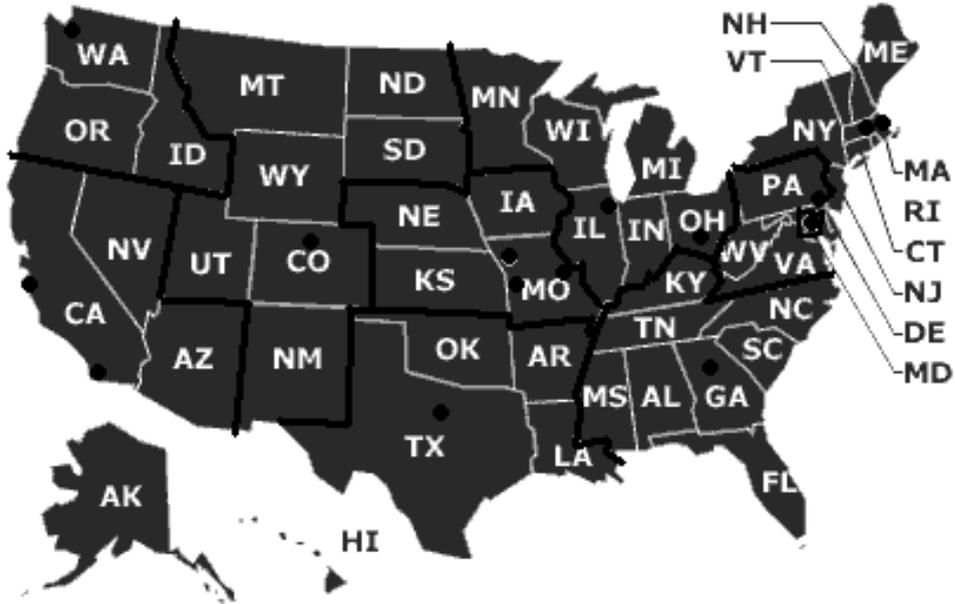
大統領図書館 (Q-バー以後、大統領ごと) 10箇所 + 2部門 (クリントン、クリントン)

人事記録センター (セントレイス)

その他、現用記録管理部門、官報発行部門、補助金授与機構などを持つ総合的な組織。

所蔵資料：外交、防衛、司法関係を含む公文書

# レコードセンター 全国10地域15カ所



## Pacific Alaska Region

Seattle (Washington State WA)

## Pacific Region

Laguna Niguel (California CA)

San Francisco (California CA)

## Rocky Mountain Region

Denver (Colorado CO)

## Central Plains Region

Kansas City (Missouri MO)

Lee's Summit (Missouri MO)

St. Louis (Missouri MO)

## Southwest Region

Fort Worth (Texas TX)

## Great Lakes Region

Chicago (Illinois IL)

Dayton (Ohio OH)

## Northeast Region

Pittsfield (Massachusetts MA)

Waltham (Boston MA)

## Greater Washington Metropolitan Area

Suitland (Maryland MD)

## Mid Atlantic Region

Philadelphia (Pennsylvania PA)

## Southeast Region

Atlanta (Georgia GA)

## (1) – (a) 連邦記録法 (1950)

連邦記録作成についての行政機関の長の義務と責任を定め、NARA長官に記録廃棄についての権限を付与。現在に至る連邦記録管理の基本法と位置づけられる

## (1) – (b) 国立公文書記録管理局法 (1984)

公文書記録管理局を従来所属していたGeneral Service Administration (共通役務庁) から独立させ、その長官を大統領により任命することや、長官の連邦記録管理の統括者としての様々な権限を規定

## (2) 現用記録の管理

### (a) レコードセンタープログラム (中間書庫)

半現用文書を保存環境の整ったNARAの施設に移動して保存  
移動の時期はNARAの承認を得たスケジュールに定められている  
資料の所有権は原課

原課から要請があった資料を24時間以内に配送

### (b) 行政機関記録管理者向けの多彩な研修プログラムを実施

### (3) 移管システム

(a) 連邦記録管理は第 1 次的には 行政機関の長の義務

連邦記録の処分にはNARA長官の許可が必要

(b) 記録の処分

各行政機関共通の一般的な記録

NARAが定める保存期間・移管等に関する規定（一般文書スケジュール :GRS）に従い、行政機関で処分（= 廃棄または移管）

行政機関ごとの個別の記録

行政機関はどのような処分を行うかについてNARA制定の「処分許可申請書」(SF115)を作成、NARAに提出

NARA長官の許可を得て記録を処分

廃棄する場合は官報で公示、国民は意見文書提出可能

(c) 「レコード・スケジュール」- 記録処分指示書にあたるもの

GRSとSF115を反映させて各機関が作成し、NARAの承認を得る記録ファイル名や作成時期、保存期間、中間書庫への移動時期、NARAへの移管時期等が定められており、このスケジュールに基づき移管年1回見直し

#### (4) アーキビストの資格・養成等

- (a) 専門職として採用 (人事管理局規定GS-1420,1421)
- (b) 議会図書館と協力して近代アーカイブズ学院開講 (年2回、2週間)
- (c) アーキビスト養成は大学院が主体
- (d) 専門職団体 (Society of American Archivists)による研修も盛ん
- (e) 民間非営利団体 (Academy of Certified Archivists )による資格認定制度あり

#### (5) 電子記録への対応

Electronic Records Archives (ERA) プロジェクトに1998年から着手  
電子資料の収集、保存、公開等全般にわたり検討  
2007年の試行システム完成を目指す

## 4 カナダ 国立公文書館 (National Archives of Canada)

設立 :1872年

所管 :文化遺産省

法制 :カナダ国立公文書館法 (1987年 )

組織 :本館 オタワ

ガティノー保存センター

レコードセンター (中間書庫 )8箇所

2002年9月、国立公文書館と国立図書館の統合計画が発表され、2003年国立公文書館図書館法の草案が出された。今後3年かけて統合を進める。

所蔵資料 :国の公文書以外に、歴史資料として重要な私文書も積極的に収集。大規模コレクション購入も行っている。

### (1) カナダ国立公文書館法

国立公文書館は国家にとって重要な私文書、公文書を永年保存し公開する館長の許可なくして連邦政府機関の公文書を廃棄、譲渡できないことを規定

## (2) 現用記録の管理

### (a) レコードセンタープログラム (中間書庫)

移動の時期はスケジュールに定められている。

資料の所有権は原課

原課に代わり記録の保存、永年保存記録の選別、保存期間満了記録の廃棄、電子資料のバックアップコピー作成等を実施

### (b) 行政機関記録管理者向けの多彩な研修プログラムを実施

## (3) 移管システム

### (a) マクロ評価選別機能分析法を基本とした評価選別

行政機関の組織を徹底的に調査研究、組織とその機能、業務内容を重視した評価選別システム

政府機関記録の処分には国立公文書館の許可が必要

## (b) 記録の処分

各行政機関共通の一般的な記録

国立公文書館が政府機関に与える保存期間・処分に関する機能別処分権限書 (Multi-Institutional Disposition Authorities MIDA) に基づき、行政機関で処分

行政機関ごとの個別の記録

行政機関は多年度処分計画を策定する。その中で国立公文書館と協議して固有の記録について記録処分権限書 (Institution-Specific Disposition Authorities ISDA) を定め、国立公文書館の承認を受ける。

永年保存記録の移管

移管実行の際、国立公文書館と行政機関の間で合意書を取り交わす。

## (4) アーキビストの資格・養成等

(a) 専門職として採用 (Historical Research Group 歴史研究専門職)

(b) 新採用者向け研修を実施

(c) アーキビスト養成は大学院が主体。ブリティッシュ・コロンビア大学には北米で唯一のアーカイブズ学修士号を得られる専門課程がある。

## (5) 電子記録への対応

電子記録を視野に入れた評価選別システムを構築

電子記録保存について、ガティノー保存センターで専門的研究を行う

## (参考) 日本 国立公文書館

設立 :1971年

所管 :内閣府

法制 :国立公文書館法 (2000年施行)

組織 :本館 東京都

分館 つくば市

### (1) 国立公文書館法

国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置として国立公文書館への移管を規定 (第15条)

(a) 国の機関から移管を受ける主体は内閣総理大臣

(b) 移管は、当該公文書等を保存する国の機関との合意が前提

(c) 内閣総理大臣は国立公文書館に移管に関する意見を照会

(d) 内閣総理大臣が国の機関から移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管

### (2) 現用文書の管理

(a) 情報公開法 (2001年施行)で国の行政機関が定める文書管理規定が満たすべき要件を規定 (行政文書の管理方策に関するガイドライン)

(b) 諸外国の文書管理法に相当する文書管理を直接統制する法令は存在しない

(c) 現用文書の管理 (作成、保存、廃棄、移管)について、監督、指導機関は存在しない

(d) 文書を廃棄する場合の審査・承認機関は存在しない

### (3) 移管システム

移管基準 (閣議決定、官房長等申合せ、文書課長等申合せ)

- (a) 移管文書は各省庁から申し出ることが原則
- (b) 国立公文書館は、申出のなかった公文書等について「移管が適当」とする意見を内閣総理大臣に提出することが可能 (ただし、移管には当該国の機関との合意が必要)

移管文書の決定権限が国立公文書館にない

### (4) 専門職員 (アーキビスト)の資格・養成等

- (a) 専門職員の資格が不明確
- (b) 国立公文書館、国文学研究資料館史料館が研修を実施
- (c) 史料学、文書館学等の科目を置く大学 (院)は多くあるものの、学位を授与する大学院は少数
- (d) 養成システムが未確立

### (5) 電子文書への対応

- (a) 国立公文書館では電子文書とともに印刷した紙文書の移管を受け保存
- (b) 電子文書の移管、保存に関する方針、手法は未確立